

保育所等における医療的ケア児受入れ推進ガイドラインの策定について

1 趣旨

令和3年9月に、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、地方公共団体は医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を、また、保育所等は在園する医療的ケア児に対し適切な支援を行う責務を有する、とそれぞれ明記されました。

そこで、法の基本理念を踏まえ、医療的ケア児の円滑な受入れや安全で安心できる保育所等の利用を推進していくために、医療関係者や保育・教育施設関係者等から意見を伺いながら、ガイドラインを策定しましたので、ご報告いたします。

このガイドラインに基づき、保護者、保育所等、医療機関及び横浜市の関係機関が共通認識のもとで、保育所等への入所を円滑に行い、医療的ケア児の受入れ推進につなげていきます。

2 医療的ケア児の保育所等の利用状況等

(1) 利用状況

令和4年8月現在、市内の保育所等を利用している児童は39人です。認可保育所23園、小規模型保育事業3園、市立保育所2園で受入れています。

(内訳)

クラス ケア内容	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
経管栄養	2人	3人	3人	3人	3人	2人	16人
吸引	1人	1人	1人	3人	3人	1人	10人
導尿	—	1人	1人	—	2人	2人	6人
血糖管理	—	1人	—	1人	—	1人	3人
酸素療法	1人	—	1人	—	—	—	2人
経管栄養と 吸引	—	—	—	1人	1人	—	2人
合計	4人	6人	6人	8人	9人	6人	39人

(2) 受入れ保育所等への看護職雇用経費

令和4年度に、看護職を雇用している場合の看護職雇用加算、及び医療的ケアが必要な児童のために看護職を配置する場合の医療的ケア対応看護師雇用費を拡充し、常時2名の常勤看護職を雇用できるよう保育所等へ助成しています。

	【令和3年度】		【令和4年度】	
・看護職雇用加算	120時間(常勤)	➡	160時間(常勤)	常時2名分
・医療的ケア対応看護師雇用費	40時間(非常勤)		160時間(常勤)	
合計	160時間	320時間		

3 ガイドラインの主な内容

ガイドラインは、「第1章 基本的事項」、「第2章 入所までの流れ」、「第3章 保育所等の生活」、「第4章 関係機関との連携」、「第5章 継続的な支援」の構成としており、主な内容は次のとおりです。

(1) 医療的ケアの内容 (P. 1)

保育所等が提供する医療的ケアの内容は、医療的ケアの種類により限定するのではなく、保育所等の人員配置や施設設備の状況から、安全な提供が可能であると判断された医療的ケアとします。なお、人工呼吸器による呼吸管理等、高度な医療機器を使用するものなどは、対象とならない場合があります。

保育所等で提供する主な医療的ケアの内容は、経管栄養、吸引、導尿、血糖管理、酸素療法等です。

(2) 対象児童 (P. 2)

保護者が就労等で保育が必要な児童であり、個々の児童の状態等を勘案し、次の要件を満たしている児童とします。

- ・病状や健康状態が安定していて、子ども同士の関わりの中で過ごせること
- ・保育の必要性があり、主治医から保育所等の入所が可能と判断されていること
- ・日中に自宅で行っている医療的ケアが確立し、保護者による安定した医療的ケアが行われていること
- ・病状や医療的ケアに関する情報を保護者と保育所等で十分に共有ができること
- ・保護者や主治医の同意のもと、保育所等と主治医医療機関が連携できること

(3) 利用日時 (P. 2)

医療的ケア児の健康状態、保護者が保育を必要とする就労等の状況、保育所等の受入れ体制等、これらの状況を勘案して、保育所等と保護者の同意の上、決定します。

また、医療的ケア児を初めて受け入れる保育所等においては、安全な保育及び医療的ケアの実施のため、週5日(月～金曜日)1日8時間程度を目安に保育を開始することとします。

(4) 医療的ケアの対応者 (P. 2)

医療的ケア担当の看護職が医師の指示に基づいて実施します。

また、保育士等で社会福祉士及び介護福祉士法に基づく喀痰吸引等^(※)研修を修了し、業務登録を受けた者(認定特定行為業務従事者)も、特定の医療的ケアを行うことができます。

※喀痰吸引等・・・たんの吸引(口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内)、経管栄養(胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養)

(5) 入所までの流れ (P. 3～6)

事前に保育所等と受入れの調整を行う必要があるため、利用申請における通常のスケジュールによらず別途利用調整を行います。

保育所等の受入れ準備のために、調整時間を確保する必要があることから、施設との受入れ調整の結果に関して、区から保護者及び保育所等へ連絡します。

(6) 保育所等での生活や安全管理など（P. 7～9）

チューブ等の自己抜去や急な体調の変化等の緊急時の対応について、事前に保護者や主治医医療機関へ確認し、マニュアルを作成します。また、その内容を全職員で共有し、定期的に訓練を実施します。

自然災害による避難等の災害発生時の対応として、非常食や医薬品、医療材料の備蓄、医療機器のバッテリーの確保等を行います。また、保護者がすぐに迎えに来られない場合等を想定し、対応方法を事前に保護者と確認します。

(7) 関係機関との連携など（P. 10～13）

保育所等で適切に医療的ケアを実施するため、医療的ケア指示書の内容や緊急時の対処法を確認する等、主治医医療機関と連携します。

また、保育所等の職員が医療的ケアを行う場合の助言や技術指導を受ける等、横浜型医療的ケア児・者等コーディネーターと連携します。

4 令和4年度の取組

(1) 保育所等への受入れ意向の確認【7月～10月】

看護師配置状況、受入れ実績や相談可能な医療的ケアの内容等を含めて、受入れ意向の確認を保育所等に行っています。

その結果をもとに、保護者への情報提供や園との調整等に活用していきます。

(2) 令和5年4月入所に向けた利用調整基準の一部改正【9月予定】

保育所の利用調整に関して、保育士の子については優先的な取扱いがありますが、保育所等で働く看護職を確保しやすくするために、保育業務に従事または内定している看護職の子についても、同様に優先的な取扱いの対象となるよう改正予定です。

(3) 医療的ケア児に関する保育所等の利用案内【10月予定】

令和5年4月の入所に向けて、例年の保育所等利用案内に加え、医療的ケア児の保育所等の利用に関するご案内を新たに作成し、配付します。

(4) その他

医療的ケア児の受入れ経験がある保育所等の実践事例を学ぶ研修（9月29日）を開催するほか、児童の受入れが決定した施設の職員向けに、必要な知識や技術の習得のための実習（1～3月予定）等を行います。

保育所等における医療的ケア児受入れ推進ガイドライン

令和4年9月

横浜市こども青少年局



はじめに

近年の周産期医療、新生児医療の進歩やNICU（新生児集中治療室）の整備促進を背景として、早産児・低出生体重児・先天性疾病の子どもたちが、医療機関での長期入院後も引き続き人工呼吸器や胃ろう等の医療的ケアを日常的に必要とするケースが増えています。

そのため、医療的ケア児及びその家族が、個々の心身の状況等に応じて適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっています。

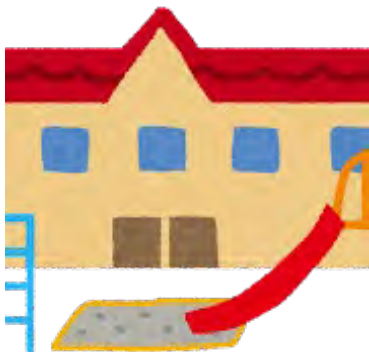
このような状況を踏まえ、令和3年9月に、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（以下、「医療的ケア児支援法」という。）」が施行されました。この法律の基本理念では、「医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えることを旨として行わなければならない」と明記されています。

また、地方公共団体は医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を、保育所等は在園する医療的ケア児に対し適切な支援を行う責務を有すると明記されました。

本市としても、「第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」で「医療的なケアを日常的に必要とする子どもの特性や成長に合わせた支援について施設の理解を深め、受入を推進していきます。」と位置付け取組を進めてきました。

これまでも市内の保育所等で医療的ケア児を受け入れていただいておりますが、医療的ケア児支援法の基本理念を踏まえ、医療的ケア児の円滑な受入れや安全で安心できる保育所等の利用を推進していくため、保育所等における医療的ケア児受入れ推進ガイドラインを策定いたしました。

このガイドラインを策定することにより、保護者、保育所等、医療機関及び横浜市の関係機関が共通認識のもとで、保育所等への入所を円滑に進め、医療的ケア児の受入れ推進につなげていきたいと考えています。



令和4年9月
横浜市こども青少年局

目次

第1章	基本的事項	1
1	ガイドラインの目的	
2	保育所等で行う医療的ケア	
(1)	医療的ケアの内容	
(2)	対象児童	
(3)	利用日時	
(4)	医療的ケアの対応者	
第2章	入所までの流れ	3
1	全体的な流れ	
2	利用相談から利用開始までの対応	
(1)	利用相談	
(2)	施設の見学・面談	
(3)	利用申請の締切	
(4)	横浜市医療的ケア児保育教育検討会議の開催	
(5)	受入れ調整結果の連絡	
(6)	利用調整結果の通知	
(7)	施設との面談	
(8)	利用決定後の必要な書類	
(9)	保育計画とマニュアルの作成	
第3章	保育所等の生活	7
1	集団生活での配慮	
(1)	職員連携	
(2)	慣らし保育の実施	
(3)	一日の流れ	
(4)	行事・園外活動等の対応	
2	日常の保育実施にあたっての留意点	
(1)	他の保護者・児童への説明	
(2)	園内での感染症の対応	
3	安全管理	
(1)	緊急時の対応	
(2)	災害発生時（自然災害による避難等）の対応	
(3)	リスクマネジメント	

第4章 関係機関との連携	10
1 医療機関との連携	
（1）主治医医療機関との連携	
（2）嘱託医との連携	
（3）地域の医療機関（かかりつけ医）等との連携	
2 横浜型医療的ケア児・者等コーディネーターとの連携	
3 地域療育センター等との連携	
4 就学に向けた小学校等との連携	
第5章 継続的な支援	13
1 受入れ後の支援	
（1）カンファレンスの実施	
（2）入所後に医療的ケアの内容が変更となった場合	
（3）入所後に医療的ケアが必要となった場合	
（4）ネットワークづくり	
2 人材育成	
参考資料	14



第1章 基本的事項

1 ガイドラインの目的

本ガイドラインでは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（以下、「医療的ケア児」という。）を、横浜市内の保育所等（※1）で受け入れる際に必要となる基本的な事項や留意事項等を示すことにより、医療的ケア児の円滑な受入れや安全で安心できる保育所等の利用を推進していくことを目的としています。

※1 保育所等・・・認可保育所、市立保育所、認定こども園（保育利用）、家庭的保育事業、小規模型保育事業、事業所内保育事業（地域枠）

2 保育所等で行う医療的ケア

保育所等は、入所する子ども一人ひとりの心身共に健やかな成長と発達を保障する観点から、「最もふさわしい生活の場」を豊かに作り上げていくことが求められています。医療的ケア児においても、同様に、健やかな成長・発達のために一人ひとりの発達・発育状況に応じた保育・幼児教育を提供することが重要です。

(1) 医療的ケアの内容

医療的ケア児支援法において、「医療的ケア」とは、「人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう」と定められています。

本ガイドラインに基づき、保育所等が提供する医療的ケアの内容は、医療的ケアの種類により限定するのではなく、利用の可能性を検討する中で、保育所等の人員配置や施設設備の状況から、安全な提供が可能であると判断された医療的ケアとします。なお、人工呼吸器による呼吸管理等、高度な医療機器を使用するものなどは、対象とならない場合があります。

保育所等で提供する主な医療的ケアの内容については次の表のとおりです。

種類	内容
経管栄養（経鼻）	鼻から、胃や腸までチューブを通して、流動食や水分を入れることです。食べることが難しい人や、むせて肺炎になりやすい人が、安全に栄養をとるための方法です。
経管栄養（胃ろう・腸ろう）	胃ろうとは、チューブで胃に直接栄養を送り込むための穴のことをいいます。なんらかの原因で、口から食べ物が食べられなくなった人や、食べてもむせこんで肺炎などを起こしやすい人が安全に食事をとるため、胃ろうをつくります。
吸引（口腔・鼻腔内、気管カニューレ内、気管）	吸引カテーテルを鼻、口、気道内に入れて、鼻水・唾液・痰を取り除くことです。吸引しないと唾液が気管に入ったり、痰がつまることがあります。
導尿	なんらかの原因で、尿が出せなくなったときに、尿が体の外に出るように、人工的に手助けすることです。
血糖管理	糖尿病などによりインスリンの分泌が十分でない場合、血液を少量採取し、血糖の測定を行います。結果に合わせて皮下注射などによりインスリンを補います。
酸素療法	なんらかの原因で、酸素が十分に取り込めない人のために、足りない酸素を補うことです。

出典：「医療的ケアって何だろう？～知ってほしい 医療的ケア児・者と家族の思い～」より一部引用(横浜市作成)

(2) 対象児童

保護者が就労等で保育が必要な児童となります。

保育所等は、入所児童の個々の発達状況に応じて、必要な配慮を行うなど、柔軟な対応が必要となります。加えて、医療的ケア児については、安全な医療的ケアの実施についても確認することが重要です。

個々の児童の状態等を勘案し、次の要件を満たしている児童とします。

- ・ 病状や健康状態が安定していて、子ども同士の関わりの中で過ごせること（以下、「集団生活」という。）
- ・ 保育の必要性があり、主治医から保育所等の入所が可能と判断されていること
- ・ 日中に自宅で行っている医療的ケアが確立し、保護者による安定した医療的ケアが行われていること
- ・ 病状や医療的ケアに関する情報を保護者と保育所等で十分に共有ができること
- ・ 保護者や主治医の同意のもと、保育所等と主治医医療機関が連携できること

(3) 利用日時

医療的ケア児の健康状態、保護者が保育を必要とする就労等の状況、保育所等における看護師や保育士の受入れ体制等、これらの状況を勘案して、保育所等と保護者の同意の上、決定します。

また、医療的ケア児を初めて受け入れる保育所等においては、安全な保育及び医療的ケアの実施のため、週5日（月～金曜日）、1日8時間程度を目安に保育を開始することとします。

(4) 医療的ケアの対応者

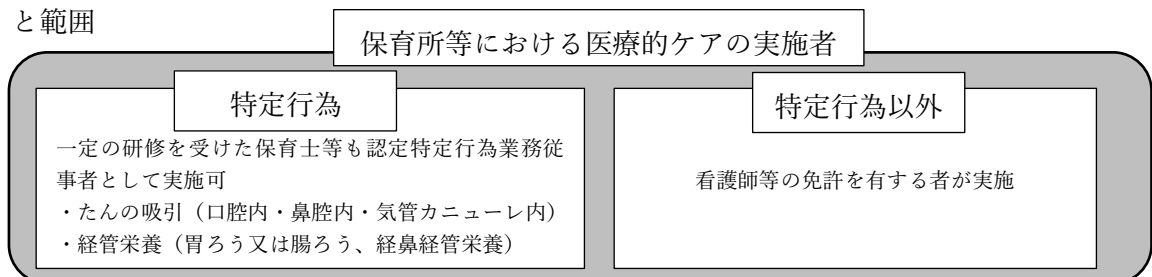
保育所等において実施される医療的ケアについては、医療的ケア対応の看護職が主治医（医療機関）の指示に基づいて実施します。

また、保育士等で社会福祉士及び介護福祉士法に基づく「喀痰吸引等研修(第3号)」を修了し、業務登録を受けた者（以下、「認定特定行為業務従事者(※2)」という。）も、特定した5つの医療的ケアを行うことができます。

「喀痰吸引等研修(第3号)」の受講は、保育所等で保育する特定の医療的ケア児に対して、保育士等が定められた範囲の医療的ケアを行うための基本的要件です。個々に応じた適切な対応や安全な保育の提供のためには、複数の保育士が受講することが望まれます。

※2「認定特定行為業務従事者」が実施できる医療的ケアは、①口腔内の喀痰吸引 ②鼻腔内の喀痰吸引 ③気管カニューレ内の喀痰吸引 ④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 ⑤経鼻経管栄養の5つ。

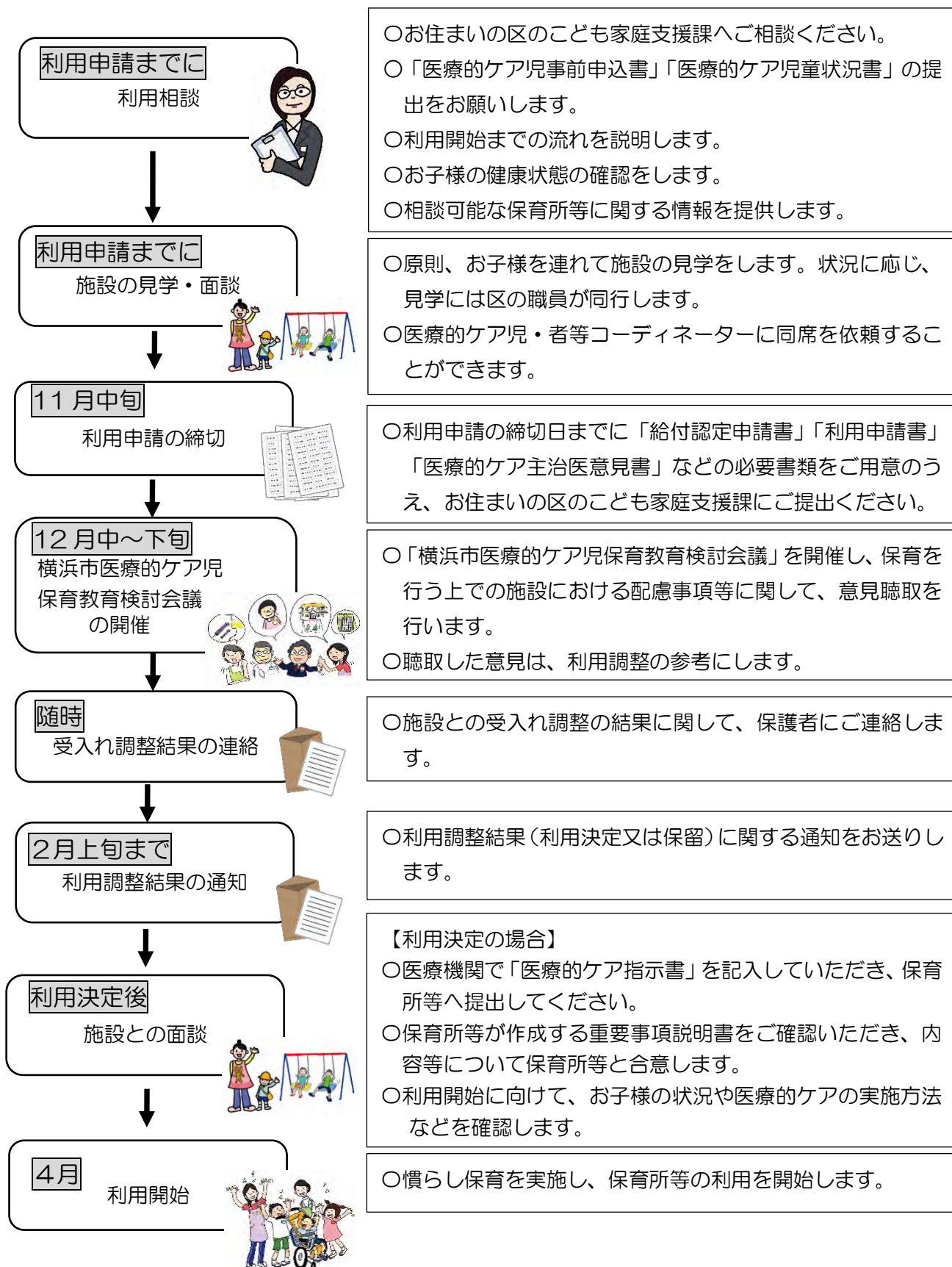
図表 医師の指示のもとに保育所等において保育士等が行うことができる医療的ケアの内容と範囲



出典：保育所等での医療的ケア児の支援に関するガイドライン(令和3年3月、保育所等における医療的ケア児への支援に関する研究会)

第2章 入所までの流れ

医療的ケアが必要なお子様の保育所等の入所までの流れ（令和5年4月入所）



1 全体的な流れ

医療的ケアが必要なお子様がいる保護者の方から保育所の利用相談があった場合、居住区のこども家庭支援課（以下、「区」という。）で全体的な流れを説明します。

また、事前に保育所等と受入れの調整を行う必要があるため、利用申請における通常のスケジュールによらず別途利用調整を行います。

2 利用相談から利用開始までの対応

(1) 利用相談

相談日の日程調整を行うため、保護者は区へ電話またはFAXで相談をします。その際、児童の状況や希望する保育所等について区が確認し、保育所等の利用に向けた、区役所での来所相談の日程調整をします。

保護者は、相談に来所する際、次の書類を持参します。

- ① 医療的ケア児事前申込書
- ② 医療的ケア児児童状況書
- ③ 母子健康手帳
- ④ お薬手帳 など

区での相談時には、改めて、児童の状況や希望する保育所等について、区が確認し、受入れ相談可能な園などの情報を保護者に伝えます。

見学を希望する保育所等がある場合には、区が希望する保育所等へ見学希望があることを伝え、「医療的ケア児児童状況書」等を情報提供します。

(2) 施設の見学・面談

原則、保護者が児童と一緒に施設を見学します。状況に応じ、見学には区の職員が同行します。その際、医療的ケア児・者等コーディネーターに同席を依頼することができます。

保育所等の施設長や看護師は、区からの情報提供の内容を踏まえ、児童の状況及び実施する医療的ケアを確認します。

医療的ケアの対応について不明な点は、主治医医療機関に確認します。

(3) 利用申請の締切

保護者は、利用申請の締切までに「給付認定申請書」、「利用申請書」、「医療的ケア主治医意見書」などの必要書類を用意し、区に提出します。

利用相談時に提出した必要書類に変更があった場合には、合わせて区に提出します。

(4) 横浜市医療的ケア児保育教育検討会議の開催

保育所等への入所を希望する児童の状況、医療的ケアの内容、施設における配慮事項等に関して、専門的な見地から意見を聴取するため、医師・看護師・施設長等の有識者が委員となる「横浜市医療的ケア児保育教育検討会議」を実施します。

聴取した意見は、利用調整の参考にします。

(5) 受入れ調整結果の連絡

保育所等の受入れ準備のために、調整時間を十分確保する必要があることから、通常の手続きとは別に、施設との受入れ調整の結果に関して、区から保護者及び保育所等へ連絡します。

受入れ調整結果の連絡がきた保育所等は、医療的ケア児の入所のための準備（看護師採用手続き、施設改修等）を進めます。

受入れにあたって、医療的ケアに関する不明な点は、医療的ケア児・者等コーディネーターに相談することができます。

(6) 利用調整結果の通知

利用調整の結果は「施設・事業利用調整結果通知書」または「施設・事業利用調整結果（保留）通知書」により保護者に通知します。

(7) 施設との面談

原則、保護者が児童と一緒に施設を訪問し、入所にあたっての面談を行います。

保護者は、主治医が記入した「医療的ケア指示書」を保育所等へ提出します。

保育所等の施設長や看護師は、提出された「医療的ケア指示書」などの書類で児童の状況や実施する医療的ケアを確認します。

やむを得ない事情により医療的ケアを行う看護師等が不在の場合は、保護者等が医療的ケアを実施するか、保育所等を利用できないことがあります。

保育所等は重要事項説明書の内容を説明し、保護者と合意します。

また、保育所等と保護者の同意の上、「医療的ケア児の保育に関する同意書」に利用日時を記載します。

(8) 利用決定後の必要な書類

保護者は、必要書類を保育所等へ提出します。

- ① 「医療的ケア依頼書」
- ② 「医療器具預かり書」
- ③ 「医療的ケア児の保育に関する同意書」

保育所等は、必要書類を区へ提出します。

- ① 「医療的ケア対象児童認定（変更）申請書」
- ② 「医療的ケア実施（変更）届」
- ③ 「医療的ケア依頼書」（写し）
- ④ 「医療的ケア指示書」（写し）
- ⑤ 障害児保育教育に関する認定も合わせて申請する場合、必要な書類

(9) 保育計画とマニュアルの作成

保育所等において、安全な保育を提供するためには、医療的ケアに関する手順はもちろんのこと、役割分担や注意事項等について、利用を開始する前にマニュアル等を整備しておくことが必要であり、安全かつ適正に医療的ケアを提供できるよう、施設長を含む全ての職員が理解しておくことが重要です。

保育所等が医療的ケア児を受け入れるにあたり、必要な保育計画やマニュアル等は次のとおりです。

- ① 「個別支援計画」
- ② 「個別保育日誌」
- ③ 「医療的ケア個別支援計画」
- ④ 「医療的ケア手順書」
- ⑤ 「医療的ケア実施記録」
- ⑥ 「個別看護日誌」
- ⑦ 「予想される緊急時の対応フロー」
- ⑧ 「安全管理マニュアル」
- ⑨ 「災害時対応マニュアル」(発災時のバッテリー等含める)
- ⑩ その他保育所等において必要な書類



第3章 保育所等の生活

1 集団生活での配慮

(1) 職員連携

施設長が中心となって、入所前から、児童の医学的状況、発達・生活上の配慮、保護者の情報の把握などについて、施設全体で組織的に情報共有する仕組みを構築します。

日中の保育では、職員がローテーションで勤務している保育所等の施設特性を踏まえ、医療的ケアや体調への配慮、保育の実施状況、緊急時の対応などの情報を職員間で申し送り・共有するようにします。

施設職員全員が適切に連携しながら、施設全体として児童の安全を確保していくことがとても重要です。

(2) 慣らし保育の実施

保育所等へ入所することは、これまでの保護者との家庭での生活から、子ども同士や職員との集団生活へと変わるため、新たな環境に慣れることが重要です。また、保護者と施設長、看護師、担当保育士とで医療的ケアの内容や方法を相互に確認することや、安全に過ごすための配慮事項やリスク等を踏まえた具体的な個別支援計画を立てることが必要となります。

そのため、入所後一定の期間、保護者も付き添って短時間からの慣らし保育を行い、保育の内容や医療的ケアの内容を保護者と保育所等で確認します。

慣らし保育の期間は、個々の児童の状況や看護師による医療的ケアの習熟等を踏まえて、保護者と保育所等と協議のうえ決定します。

(3) 一日の流れ

①登園

受入れを担当する職員は、前日から登園までの家庭での様子や健康状態等について、連絡帳等を活用しながら保護者に確認します。日々の医療的ケアに必要な器材や物品についても保護者から預かります。また、確認した内容について児童に関わる全職員と共有します。

②日中の保育

児童の健康状態を考慮しながら、1日の保育の流れに沿って、看護師、保育士などそれぞれの職員が担当する役割を確認し、職員間で連携を図りながら保育します。

また、安全を確保した上で、医療的ケア児が可能な限り他の児童と積極的な関わりを持ちながら過ごすことができるよう配慮します。

③医療的ケアの実施

保育所等で実施する医療的ケアは、主治医の医療的ケア指示書に基づき、あらかじめ保護者と確認した内容及び方法で行います。実施にあたっては、専用スペースなどプライバシーに配慮した上で行います。

また、実施した医療的ケアを記録し、職員間で共有するとともに、連絡帳等に記載します。

④降園

夕方のお迎え時には、連絡帳等を用いて児童の日中の様子や医療的ケアの実施状況等を伝えるとともに、登園時に預かった器材や物品を返却します。

医療的ケアの実施者と降園時に担当する職員が異なる場合も想定されるため、職員間で情報共有を行い、適切に対応します。

(4) 行事・園外活動等の対応

個々の児童に合った無理のない行事や園外活動等を計画し、あらかじめ保護者への説明と理解を得ておくほか、必要に応じて主治医医療機関にも確認します。安全な保育のため、保護者の同伴を求める場合は、その必要性などを十分に検討し、保護者の理解と協力を得るようにします。

また、体調や当日の天候等により、安全な保育や適切なケアの確保ができないと保育所等が判断した場合は、参加を見合わせる場合があることについて、事前に保護者の同意を得ておきます。

2 日常の保育実施にあたっての留意点

(1) 他の保護者・児童への説明

医療的ケア児の保護者の同意を得た上で、クラスに医療的ケア児が在籍することについて説明し、共に保育を行うことに対して理解を得られるよう努めます。

また、幼児クラスでは、他の児童が医療的ケア児を手助けする様子もあることから、事故のリスクを軽減するため、実施する医療的ケアの内容や、それぞれの器具の重要性や取扱いについて説明します。

(2) 園内での感染症の対応

保育所等での感染症対策については、「保育所における感染症ガイドライン（厚生労働省）」に準じた対応を行います。

園内で感染症が流行している場合は、保護者と情報共有し、感染する可能性があることを事前に保護者と確認します。



3 安全管理

(1) 緊急時の対応

保育所等は、チューブ等の自己抜去や急な体調の変化等、想定されるリスクを抽出し、「予想される緊急時の対応フロー」等のマニュアルを作成します。

対応フローには、事前に保護者や主治医医療機関に確認した緊急連絡先や緊急時の対応方法などを記載します。その内容を全ての職員で共有し、緊急時に適切な対応ができるよう定期的に訓練を実施します。

また、保育中に児童の体調変化や医療的ケアが困難となった等の理由により、保育の継続が困難であると判断した場合には、保育利用時間の途中であっても、保護者にお迎えを依頼します。

(2) 災害発生時（自然災害による避難等）の対応

災害の発生に備え、平時より準備をしておくことが大切です。避難訓練等において職員間で医療的ケア児を含めた避難経路、避難先等を確認します。

非常食や医薬品、医療材料の備蓄、医療機器のバッテリーの確保等について、あらかじめ保護者に確認します。また、預かっている器具の定期的なメンテナンスを保護者に依頼します。

災害時、電話等が不通で連絡がとれない、保護者がすぐに迎えに来られない場合等を想定した対応についても、保育所等は保護者と確認をします。

園から別の場所に避難する場合に備え、必需品・医薬品等・緊急時の対応手順書・医療機関の連絡先を入れた個別の非常用リュックを準備します。

(3) リスクマネジメント

保育所等は、重大な事故を未然に防ぐため、保育中の事故やヒヤリハットを記録するとともに、園内の全ての職員同士で情報共有を行い、改善策や予防策を検討し、再発防止に努めます。



第4章 関係機関との連携

1 医療機関との連携

(1) 主治医医療機関との連携

保育所等で適切に医療的ケアを実施するため、保護者の同意のもと、必要に応じて、施設長や看護師等が、医療的ケア指示書の内容や緊急時の対処法等を確認します。

医療的ケア児の体調の急変や緊急時の場合に備えて、速やかに主治医医療機関と連絡できるように協力体制を整えます。

(2) 嘱託医との連携

医療的ケア児が入所する際には、保護者の同意のもと、嘱託医と情報を共有します。また、健康診断等で健康状態や医療的ケア内容等の医療情報も共有します。

園内の感染症対策などに関しても、相談し、助言を受けます。

(3) 地域の医療機関（かかりつけ医）等との連携

地域の医療機関（かかりつけ医）がある場合は、保護者の同意のもと、医療機関と情報を共有します。

同じく訪問看護ステーションを利用している場合も、保護者の同意のもと、家庭でのケアの内容等の情報を共有します。

2 横浜型医療的ケア児・者等コーディネーターとの連携

横浜型医療的ケア児・者等コーディネーターは、医療的ケア児・者等と必要な医療・福祉・教育などの社会資源をつなぐ人です。

専門的な研修を受けた区医師会訪問看護ステーションの訪問看護師です。

医療的ケアに関する専門的な見地から、次の支援を行います。

- ・ 個別支援（個別ケースを社会支援につなぐ等）
- ・ 後方支援（事業所への助言等）
- ・ 地域支援（地域のネットワークの強化等）

具体的には、次のような支援を保育所等から依頼することができます。

- ・ 医療的ケア児への理解を深める研修への支援
- ・ 保育所等の職員が医療的ケアを行う場合の助言・技術指導
- ・ 園見学やカンファレンス等への出席 など

横浜型医療的ケア児・者等 コーディネーターを配置します!

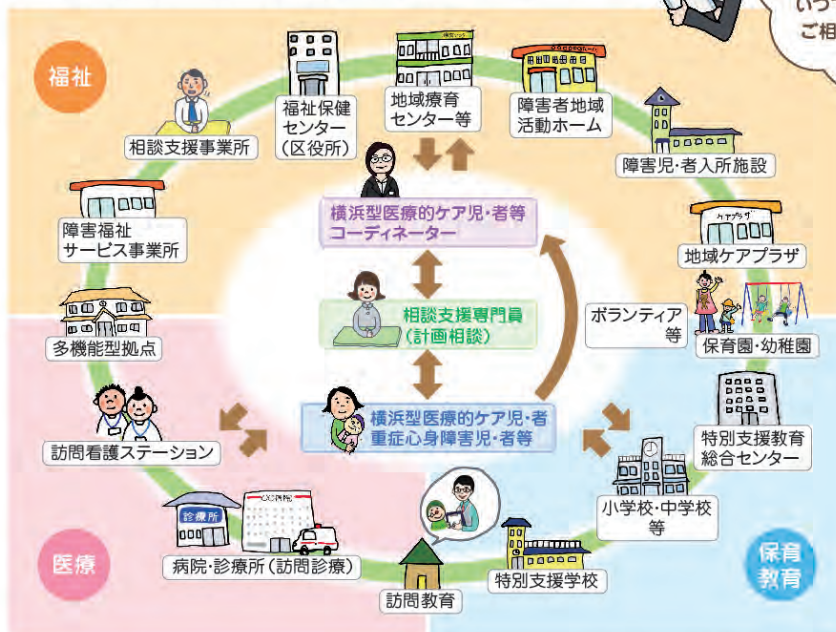
令和2年4月から
全区で支援を
開始します

横浜型医療的ケア児・者等コーディネーターって、何をする人?

- 医療的ケア児・者等(医療的ケア児・者、重症心身障害児・者等)と必要な医療・福祉・教育などの社会資源をつなぐ人です。
- 専門的な研修を受けた、医師会訪問看護ステーションの看護師です。

各機関の
支援者も! — ご本人・
ご家族も!

医療的ケアが
必要な方で、
困ったことがある場合は、
いつでもお気軽に
ご相談ください!



横浜型医療的ケア児・者等コーディネーターの連絡先

(受付時間) 月曜日～金曜日 / 9:00～17:00 (※土日・祝日、年末年始を除く)

横浜市と
横浜市医師会の
連携事業です

拠点名	支援する区	電話	FAX
青葉区コーディネーター拠点	緑区・青葉区	045-507-7878	045-507-7813
都筑区コーディネーター拠点	港北区・都筑区	045-910-6586	045-911-6700
鶴見区コーディネーター拠点	鶴見区・神奈川区	070-2628-1077	045-716-8606
旭区コーディネーター拠点	保土ヶ谷区・旭区・泉区・瀬谷区	070-3100-0870	045-363-2991
南区コーディネーター拠点	西区・中区・南区・戸塚区	045-308-7102	045-308-7102
磯子区コーディネーター拠点	港南区・磯子区・金沢区・栄区	045-330-9966	045-753-6633

発行元

横浜市 ことども青少年局障害児福祉保健課 ☎045-671-4278
健康福祉局障害施策推進課 ☎045-671-3604

医療局がん・疾病対策課 ☎045-671-2444
教育委員会事務局特別支援教育課 ☎045-671-3958

3 地域療育センター等との連携

医療的ケア児が地域療育センター等に通っている場合は、療育先のソーシャルワーカーと連携をすることが重要です。

保育所等と地域療育センター等は、保護者の同意のもと、巡回相談等を活用し、一緒に支援を行います。

4 就学に向けた小学校等との連携

小学校等への就学に向けて、保護者の同意のもと、医療的ケア児の健康状態、保育所等での対応など、保育所等と小学校等が情報を共有し、連携することが重要です。その際には、「保育所児童保育要録」等も活用しながら、丁寧に園での様子を伝えます。

また、集団生活での様子や医療的ケアの対応について、小学校等が見学を希望した場合には、見学の対応をします。



第5章 継続的な支援

1 受入れ後の支援

(1) カンファレンスの実施

入所後も、園が実施するカンファレンスに、状況に応じて区が同席するなど、関係者で児童の状況を把握し、継続的に支援します。

また、必要に応じ、医療的ケア児・者等コーディネーターにも同席を依頼することができます。

(2) 入所後に医療的ケアの内容が変更となった場合

保育所等へ入所後、児童の健康状態の変化など、医療的ケアの内容が変更となった場合には、保護者は、主治医が記入した「医療的ケア指示書」を改めて保育所等へ提出します。

保育所等は、必要に応じて主治医医療機関に内容を確認します。

不明な点は、医療的ケア児・者等コーディネーターに相談することもできます。

変更内容について、専門的な見地から意見や助言を受けるため、「横浜市医療的ケア児保育教育検討会議」で意見を聴取します。

(3) 入所後に医療的ケアが必要となった場合

入所時には医療的ケアを要しなかった児童が在籍中に、医療的ケアが必要となった場合には、保育所等は、施設所在区のこども家庭支援課に相談します。

保育所等における人員体制や児童の健康状態、医療的ケアの内容を確認し、入所中の保育所等で受入れが継続できるかなどを関係者で検討します。

(4) ネットワークづくり

医療的ケア児を受入れている園同士の意見交換の場を設定し、園同士のつながりを広げ、相互理解やノウハウを共有するなど、保育所等の職員のネットワークづくりを進めます。

2 人材育成

医療的ケア児の受入れ経験の無い保育所等が、医療的ケア児を受入れられるようにするために、こども青少年局が医療的ケアの理解を深める研修を実施します。また、安心して医療的ケアに対応できるようケアの内容に合わせた手技や実地での研修も充実させていきます。

今後、保育所等における医療的ケアを段階的に拡充していくため、受入れ経験のない医療的ケアの内容などについての研修を行うなど、職員のスキルアップに対する支援をします。

○参考資料

【横浜市】

- ・医療的ケア啓発パンフレット「医療的ケア～知ってほしい 医療的ケア児・者と家族の思い～」(横浜市ホームページ)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/oyakokenko/shogaihoken/iryorenkei/shiensokushin/ikeapamphlet.html>

- ・横浜型医療的ケア児・者等コーディネーター (横浜市ホームページ)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/oyakokenko/shogaihoken/iryorenkei/shiensokushin/ikeacoordinator.html>

- ・横浜型医療的ケア児・者等支援者養成研修 (横浜市ホームページ)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/oyakokenko/shogaihoken/iryorenkei/shiensokushin/ikeakenshu.html>

- ・保育所等を利用したいときの手続きについて (横浜市ホームページ)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/hoikuriyou/>

【神奈川県】

- ・喀痰吸引等制度に関する手続きのお知らせ (神奈川県ホームページ)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dn6/cnt/f37430/kakutan.html>

- ・障害福祉情報サービスかながわ：喀痰吸引等制度に関するお知らせ (関連リンク先)

https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/L_Result2.asp?category=67&topid=15

【厚生労働省関係資料】

- ・医療的ケア児等とその家族に対する支援施策 (厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/service/index_00004.html

- ・保育関係：保育所における感染症対策ガイドライン (厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku/index.html



「保育所等における医療的ケア児受入れ推進ガイドライン」

<発行> 横浜市こども青少年局保育・教育支援課

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

電話 045-671-2397

FAX 045-663-1925